

## 特例措置について

## 1 措置の内容

令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の決定に伴い、以下の「2 対象」に定める「工事及び業務」（以下「工事等」という。）の受注者は、「旧労務単価」及び「旧技術者単価」に基づく契約を「新労務単価」及び「新技術者単価」に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができる。

※「新労務単価」及び「新技術者単価」：令和 3 年 3 月 1 日適用単価

「旧労務単価」及び「旧技術者単価」：令和 3 年 3 月 1 日より前の単価

## 2 対象

国土交通省所管及び県単独の工事等で、令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事等のうち、「旧労務単価」又は「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているもの。

## 3 取扱い

落札者決定通知後の工事等にあつては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、また、契約締結後の工事等にあつては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明すること。

また、入札前の工事等にあつては、適正な価格で契約を行うことを考慮し、入札参加者に対して契約締結後、本特例措置に基づいた対応が可能となる場合があることを説明すること。

なお、各発注機関においては、特例措置の運用について説明の上、別添資料を配布すること。

## 4 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額及び業務委託料 =  $P_{\text{新}} * k$

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」、「新技術者単価」及び執行伺い時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

## 5 その他

特例措置に係る対象労務は別紙 1 及び別紙 2 とする。